

(証券コード：8985)
2021年11月1日

投資主各位

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
恵比寿ネオナート
ジャパン・ホテル・リート投資法人
執行役員 増田 要

第11回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第11回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。つきましては、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年11月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。議案につき賛否の表示がない議決権行使書面を提出された場合は、当該議案について、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも本投資法人現行規約第14条第2項に定める議案に該当しません。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書用紙による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第14条（みなし賛成）

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、みなし賛成に関する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意）又は第206条第1項（資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：2021年11月25日（木曜日）午後2時
（受付開始時刻：午後1時15分）
2. 場 所：東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル3階
ベルサール八重洲 Room 1 + 2 + 3
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

- ◎近隣に「ベルサール東京日本橋」がございますので、ご来場の際は末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないよう「ベルサール八重洲」へお越しください。
- ◎当日の駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 監督役員3名選任の件
- 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

以 上

（お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご出席にあたり、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として開催しないことといたしました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人ホームページ（<https://www.jhrth.co.jp/>）にて第22期中間（2021年12月期中間）の中間決算説明動画及び中間決算資料、その他最新のファンド情報を掲載しております。

（お知らせ）

- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人ホームページ（<https://www.jhrth.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルスの国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全を第一に考え、会場での感染拡大防止にできる限り努めるべく、規模を縮小して開催いたしますこと、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会における新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ&A」（その後の修正を含みます。）を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、下記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人ホームページ（<https://www.jhrth.co.jp/>）に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいませようお願い申し上げます。

<投資主様へのお願い>

- 本投資主総会の議決権は書面によって行使することができますので、投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様の安全への観点から、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書用紙により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- 本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、本投資主総会開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の対応状況、当日までのご自身の健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさませぬようお願い申し上げます。
- 突然の会場使用の制限や今後の状況の変化等により、やむを得ず本投資主総会を延期する場合もございます。本投資主総会の延期に関するお知らせを本投資法人ホームページ（<https://www.jhrth.co.jp/>）に掲載する場合がございますので、あらかじめご確認くださいませようお願い申し上げます。

<来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員及び運営スタッフの席の間隔を広くとるため、通常より少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 役員及び運営スタッフは、マスクを着用した状態で対応をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスクを着用のうえで会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- 会場受付にて体温測定を実施させていただきます。測定時に37.5℃以上の発熱がある投資主様や、咳などの症状を有する投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、本投資主総会中に体調不良と見受けられた方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- 従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様のお会場の滞在時間の短縮を目的として開催しないことといたしました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人ホームページ (<https://www.jhrth.co.jp/>) にて第22期中間（2021年12月期中間）の中間決算説明動画及び中間決算資料、その他最新のファンド情報を掲載しております。

以上、時節柄、投資主の皆様におかれましては、ご理解及びご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、適用指針を含みます。）の改正に伴い、資産評価の方法に関して必要な変更を行うものです。（規約変更案第32条第1項第6号、第9号及び同条第2項第3号）。

2. 変更の内容

現行規約の一部を次のとおり変更するものです。

（変更箇所は下線の部分のとおりです。）

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|---|
| 第7章 資産運用の対象及び方針 （資産評価の方法、基準及び基準日） 第32条 本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）、一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、投資信託協会が定めるその他の規則等及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。 (1)～(5)（記載省略） | 第7章 資産運用の対象及び方針 （資産評価の方法、基準及び基準日） 第32条 本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）、一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、投資信託協会が定めるその他の規則等及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。 (1)～(5)（現行どおり） |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(6) 有価証券（第28条第2項第2号⑦、第3号、及び第3項第3号に定めるもの） <u>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、認可金融商品取引業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）とする。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額とする。また、付すべき市場価格又は合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、毎期同様な方法により入手するものとする。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</u></p> <p>(7)～(8)（記載省略）</p> <p>(9) デリバティブ取引にかかる権利（第28条第3項第8号に定めるもの）</p> <p>① <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>基準日における当該金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。</u> <u>なお、基準日において最終価格がない場合には、基準日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</u></p> | <p>(6) 有価証券（第28条第2項第2号⑦、第3号、及び第3項第3号に定めるもの） <u>満期保有目的の債券に分類される場合は取得原価をもって評価し、</u> <u>その他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価する。但し、市場価格のない株式等は、取得原価をもって評価する。</u></p> <p>(7)～(8)（現行どおり）</p> <p>(9) デリバティブ取引にかかる権利（第28条第3項第8号に定めるもの） <u>デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって評価する。</u></p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>② <u>金融商品取引所の相場がない非上場のデリバティブ取引により生じる債権及び債務市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、時価評価に当たっては、最善の見積り額を使用するものとするが、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</u></p> <p>③ <u>一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、上記①及び②にかかわらず金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p> <p>(10)～(11) (記載省略)</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1)～(2) (記載省略)</p> <p>(3) <u>デリバティブ取引に係る権利 (本条第1項第9号③に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合)</u> 本条第1項第9号①又は②に定める価額</p> <p>3. (記載省略)</p> | <p>(削除)</p> <p>但し、<u>一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p> <p>(10)～(11) (現行どおり)</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) <u>デリバティブ取引に係る権利 (本条第1項第9号に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合)</u> 本条第1項第9号に定める価額</p> <p>3. (現行どおり)</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|--|--|
| 制定：2005年11月4日 改定：2006年3月28日 改定：2007年9月11日 改定：2009年9月8日 改定：2010年12月16日 改定：2012年2月24日 改定：2013年11月28日 改定：2015年11月26日 改定：2017年11月22日 改定：2019年11月22日 改定：2020年12月23日 | 制定：2005年11月4日 改定：2006年3月28日 改定：2007年9月11日 改定：2009年9月8日 改定：2010年12月16日 改定：2012年2月24日 改定：2013年11月28日 改定：2015年11月26日 改定：2017年11月22日 改定：2019年11月22日 改定：2020年12月23日 改定：2021年11月25日 |

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員増田要は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、本投資主総会において執行役員1名の選任をお願いするものです。執行役員の任期は、本投資法人現行規約第17条第2項第一文但書及び投信法第99条第2項の定めにより、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、本議案は、2021年10月13日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位及び担当 | |
|----------------------------------|-----------------------------------|---|
| (ますだかなめ) 増田 要 (1963年4月25日) | 1990年4月 | 弁護士登録（第一東京弁護士会） 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所） |
| | 1998年10月 | メリルリンチ日本証券株式会社 |
| | 2000年11月 | 同社 法務部長（ジェネラル・カウンセラー） |
| | 2001年3月 | 同社 執行役員（兼務） |
| | 2002年8月 | 米国コロンビア大学 法科大学院 入学 |
| | 2003年5月 | 同大学 法科大学院 修了（LL. M.） |
| | 2006年9月 | 米国ニューヨーク州弁護士登録 |
| | 2008年2月 | 増田パートナーズ法律事務所 設立 代表パートナー（現職） |
| | 2008年6月 | 株式会社じぶん銀行 社外監査役 |
| | 2010年9月 | ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人 執行役員 |
| | 2012年2月 | コモンズ投信株式会社 社外監査役（現職） |
| | 2014年10月 | 株式会社クロスワープ 社外監査役 |
| | 2015年11月 | ジャパン・ホテル・リート投資法人 執行役員（現職） |
| | 2016年3月 | GMOインターネット株式会社 取締役（独立役員） 監査等委員（現職） |
| 2019年4月 | auフィナンシャルホールディングス株式会社 社外監査役（現職） | |
| 2021年6月 | 野村証券株式会社 社外取締役 監査等委員（現職） | |

- (注) 1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記執行役員候補者は、増田パートナーズ法律事務所の代表パートナーを兼務しております。
3. 上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

4. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の職務執行を行っております。
5. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を一定の範囲で当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監督役員3名選任の件

本投資法人の監督役員御宿哲也、香椎裕人及び梅澤真由美は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、本投資主総会において監督役員3名の選任をお願いするものです。監督役員の任期は、本投資法人現行規約第17条第2項第一文但書及び投信法第101条第1項但書の定めにより、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴及び重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位 |
|-------|----------------------------------|---|
| 1 | (みしくてつや) 御宿哲也 (1965年5月30日) | 1993年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 飯沼総合法律事務所 2000年12月 同法律事務所パートナー 2002年9月 中央大学兼任講師 2003年11月 静岡県弁護士会に登録変更・あおば法律事務所パートナー 2005年11月 日本ホテルファンド投資法人（現ジャパン・ホテル・リート投資法人）監督役員（現職） 2005年12月 株式会社エーツー 非常勤監査役 2007年3月 株式会社ヒーリングエンターテイメント 非常勤監査役（現職） 2010年8月 葵タワー法律事務所（現御宿・長町法律事務所）代表（現職） 2010年9月 株式会社小池弥太郎商店 社外監査役（現職） 2011年8月 株式会社エーツー 社外取締役（現職） 2016年11月 株式会社テム・リアルター 社外監査役（現職） 2018年11月 株式会社GRANDE 代表取締役（現職） 2021年6月 株式会社ASLOG 社外監査役（現職） |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 並 び に 本 投 資 法 人 に お け る 地 位 | |
|-----------|--|---|---|
| 2 | (か しい ひろ と) 香 椎 裕 人 (1949年3月18日) | 1971年4月 1997年4月 1998年4月 2002年4月 2003年6月 2009年6月 2012年6月 2013年3月 2013年6月 2015年11月 | 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）出融資担当 同行 本店流通部長 株式会社ホテル小田急 常務取締役経理部長 株式会社小田急ホテルズアンドリゾーツ（合併により現株式会社ホテル小田急）常務取締役（マーケティング担当） 関西国際空港株式会社（現新関西国際空港株式会社）執行役員（ターミナル営業担当、子会社管理・ホテル事業管理担当） 協和株式会社 代表取締役 日本カーボンファイナンス株式会社 常務取締役 同社 代表取締役 DBJアセットマネジメント株式会社 監査役 ジャパン・ホテル・リート投資法人 監督役員（現職） |
| 3 | (うめ ぎわ まゆみ) 梅 澤 真由美 (1978年11月8日) | 2002年10月 2006年5月 2006年7月 2007年5月 2012年2月 2013年5月 2015年2月 2016年7月 2016年7月 2017年12月 2019年11月 2021年4月 | 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 公認会計士登録 梅澤公認会計士事務所（現公認会計士梅澤真由美事務所）代表（現職） 日本マクドナルド株式会社 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社 ディズニーストア部門ファイナンスマネージャー オーストラリアボンド大学経営大学院（MBA）入学 同大学大学院（MBA）修了 管理会計ラボ（現管理会計ラボ株式会社）代表取締役（現職） Retty株式会社 社外監査役 同社 社外取締役監査等委員（現職） ジャパン・ホテル・リート投資法人 監督役員（現職） ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社 社外取締役（現職） |

- (注) 1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記監督役員候補者のうち御宿哲也は、御宿・長町法律事務所の代表弁護士及び株式会社GRANDEの代表取締役を兼務しております。
3. 上記監督役員候補者のうち梅澤真由美は、公認会計士梅澤真由美事務所の代表及び管理会計ラボ株式会社の代表取締役を兼務しております。また、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は福原真由美です。
4. 上記監督役員候補者と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
5. 上記監督役員候補者は、現在、いずれも本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
6. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を一定の範囲で、当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記監督役員候補者は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、2021年10月13日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出するものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴及び重要な兼職の状況 | |
|------------------------------------|---|---|
| (ふるかわ ひさし) 古川尚志 (1959年2月14日) | 1982年4月 1984年1月 1990年7月 2000年4月 2004年5月 2013年8月 2014年6月 | 住友不動産株式会社 ビル事業部 同社 米国子会社 モルガン・スタンレー証券会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）投資銀行本部 不動産グループ エグゼクティブ・ディレクター ウォーバーグ・ディロン・リード証券会社（現UBS証券株式会社） 企業金融本部 不動産セクターチーム 共同責任者 エグゼクティブ・ディレクター Rockpoint Group L. L. C. 日本オフィス代表 プリンシパル 株式会社リバー・フローズ 設立 代表取締役 ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社 代表取締役社長（現職） |

- (注) 1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口456口を所有しております。
2. 上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長です。その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
3. なお、上記補欠執行役員については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
4. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を一定の範囲で、当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

参考事項

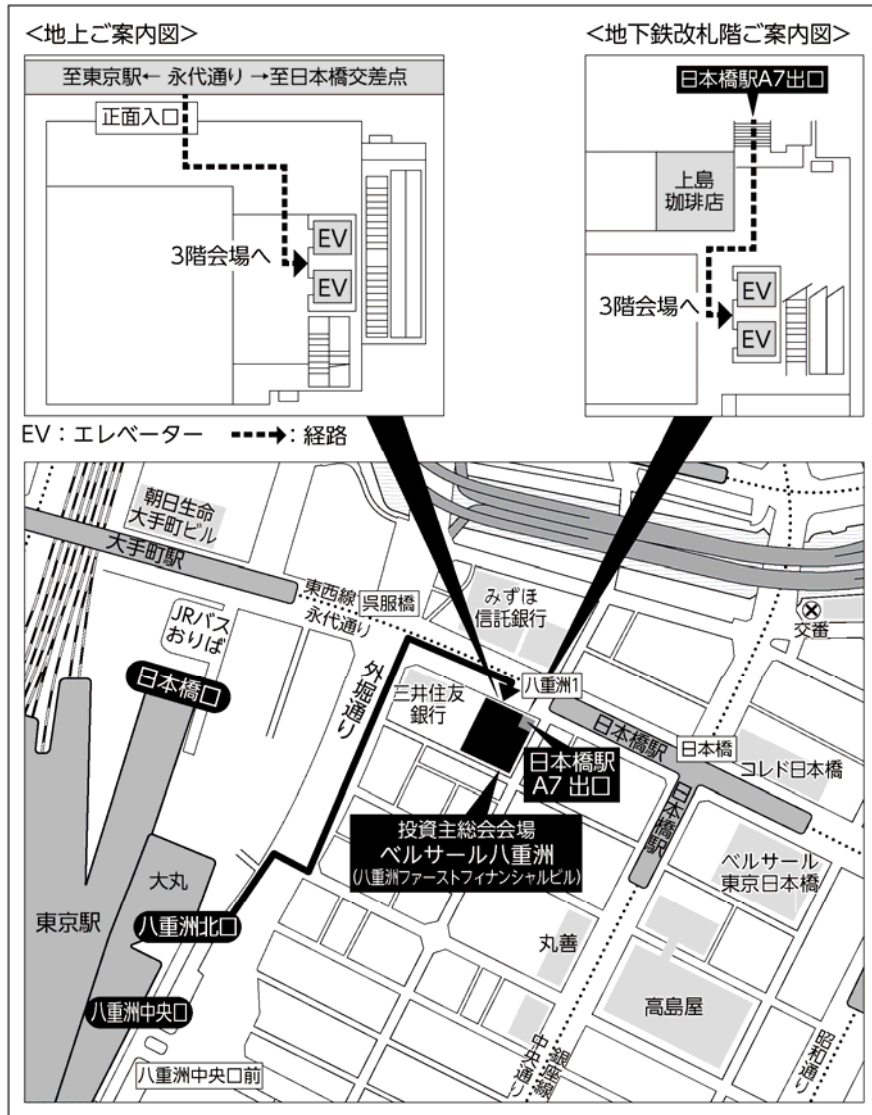
本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。なお、上記の第1号議案から第4号議案までにつきましては、いずれも相反する趣旨の議案はございません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル3階
ベルサール八重洲 Room 1 + 2 + 3

電話：03-3548-3770



<交通のご案内>

- 「日本橋駅」 A7出口直結（東京メトロ東西線・銀座線・都営浅草線）
- 「東京駅」 八重洲北口徒歩4分（JR線）

- ◎ 当日の駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日はお土産を用意いたしておりませんので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

近隣に「ベルサール東京日本橋」がございますので、ご来場の際は上記の投資主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないよう「ベルサール八重洲」へお越してください。